

○総務省令第二十五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

総務大臣 石田 真敏

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令等の一部を改正する省令

（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部改正）

第一条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに

対応するものを掲げていないものは、これを削る。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令

(通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産)

第一条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「機構」という。)に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第二項又は第二項の認可に係る申請の日(通則法第四十六条の二第二項ただし書又は第二項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日)における帳簿価額(現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額)が五十万円以上のもの(その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。)その他総務大臣が定める財産とする。

(監事の調査の対象となる書類)

第一条の三 機構に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一十一号。以下「法」という。)の規定による認可及び承認に係る書類並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令(平成十九年政令第百三十四号。以下「令」という。)の規定に基づき総務大臣に提出する書類とする。

(中期計画の認可の申請等)

第二条 機構は、通則法第三十条第一項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに、総務大臣に提出しなければならない。

[2 略]

(交付金の額等の認可の申請)

第十一条の三 [略]

(財務諸表)

第十五条 機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

(事業報告書の作成)

第十六条の二 機構に係る通則法第三十八条第二項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

- 2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 機構の目的及び業務内容
 - 二 国の政策における機構の位置付け及び役割
 - 三 中期目標の概要
 - 四 機構の長の理念並びに運営上の方針及び戦略
 - 五 中期計画及び年度計画の概要

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令

(通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産)

第一条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第二項又は第二項の認可に係る申請の日(通則法第四十六条の二第二項ただし書又は第二項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日)における帳簿価額(現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額)が五十万円以上のもの(その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。)その他総務大臣が定める財産とする。

(監事の調査の対象となる書類)

第一条の三 機構に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一十一号。以下「法」という。)の規定による認可及び承認に係る書類及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令(平成十九年政令第百三十四号。以下「令」という。)の規定に基づき総務大臣に提出する書類とする。

(中期計画の認可の申請等)

第二条 機構は、通則法第三十条第一項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに(機構の成立後最初の中期計画については、機構の成立後遅滞なく)、総務大臣に提出しなければならない。

[2 同上]

(交付金の額等の認可申請)

第十一条の三 [同上]

(財務諸表)

第十五条 機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(事業報告書の作成)

- 第十六条の二 [同上]
 - 2 事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 機構に関する基礎的な情報
 - イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要
 - ロ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地
 - ハ 資本金の額及び出資額(前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。)
 - ニ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態及び運営状況の機構の長による説明
- 十三 内部統制の運用状況
- 十四 機構に関する基礎的な情報

【参考】

別紙様式第二（第十六条関係）
第1 貸借対照表

貸借対照表

(単位:円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金		郵便為替預り金	
現金		郵便振替預り金	
預金		郵便貯金	
預託金		通常郵便貯金	
コーポレーション		積立郵便貯金	
買現先勘定権		定期郵便貯金	
買入金銭債権		住宅積立郵便貯金	
有価証券		教育積立郵便貯金	
国債		保険契約準備金	
地方債		支払準備金	
社債		責任準備金	
株式		契約者配当準備金	
外国証券		借入金	
その他の証券		短期借入金	
貸付金		長期借入金	
預金者貸付		その他負債	
保険契約者貸付		売現先勘定	
公庫公園等貸付		債券貸借取引受入担保金	
地方公共団体貸付		未払費用	
その他資産		前受収益	

- ホ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数
 - 二 財務諸表の要約
 - 三 財務情報
 - イ 財務諸表に記載された事項の概要
 - ロ 重要な施設等の整備等の状況
 - ハ 予算及び決算の概要
 - ニ 経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況
 - 四 事業に関する説明
 - イ 財源の内訳
 - ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明
- 3 事業報告書には、通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

別紙様式第二（第十六条関係）
第1 貸借対照表

貸借対照表

(単位:円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金		郵便為替預り金	
現金		郵便振替預り金	
預金		郵便貯金	
預託金		通常郵便貯金	
コーポレーション		積立郵便貯金	
買現先勘定権		定期郵便貯金	
買入金銭債権		住宅積立郵便貯金	
有価証券		教育積立郵便貯金	
国債		保険契約準備金	
地方債		支払準備金	
社債		責任準備金	
株式		契約者配当準備金	
外国証券		借入金	
その他の証券		短期借入金	
貸付金		長期借入金	
預金者貸付		その他負債	
保険契約者貸付		売現先勘定	
公庫公園等貸付		債券貸借取引受入担保金	
地方公共団体貸付		未払費用	
その他資産		前受収益	

前払費用 未収収益 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 金融派生商品 その他の資産 有形固定資産 土地 減損損失累計額 建物 減価償却累計額 減損損失累計額 建設仮勘定 その他の有形固定資産 減価償却累計額 減損損失累計額 無形固定資産 ソフトウェア その他の無形固定資産	先物取引差金勘定 先物取引差商品 その他の負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 価格変動準備金 負債の部合計 (純資産の部) 設立時資産・負債差額 資本剰余金 資本剰余金合計 利益剰余金(又は繰越欠損金) 前中期目標期間繰越積立金 積立金(又は繰越欠損金) 当期末処分利益(又は当 期未処理損失) のうち当期総利益(又は 当期総損失) 利益剰余金(又は繰越欠 損金)合計 その他の有価証券評価差額金 繰延
貸倒引当金	繰延
資産の部合計	負債及び純資産の部合計

- (記載上の注意)
- 1 再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。
- (1) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額
- (2) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払準備金の額
- (3) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額
- [2・3 略]

第2 郵便貯金勘定に係る貸借対照表
郵便貯金勘定に係る貸借対照表
年 月 日

科	目	金額	科	目	金額
---	---	----	---	---	----

(単位 円)

前払費用 未収収益 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 金融派生商品 その他の資産 有形固定資産 土地 減損損失累計額 建物 減価償却累計額 減損損失累計額 建設仮勘定 その他の有形固定資産 減価償却累計額 減損損失累計額 無形固定資産 ソフトウェア その他の無形固定資産	先物取引差金勘定 先物取引差商品 その他の負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 価格変動準備金 負債の部合計 (資本の部) 設立時資産・負債差額 資本剰余金 資本剰余金合計 利益剰余金(又は繰越欠損金) 前中期目標期間繰越積立金 積立金 当期末処分利益(又は当 期未処理損失) のうち当期総利益(又は 当期総損失) 利益剰余金(又は繰越欠 損金)合計 その他の有価証券評価差額金 繰延
貸倒引当金	繰延
資産の部合計	負債及び資本の部合計

- (記載上の注意)
- 1 再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。
- (1) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額
- (2) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払準備金の額
- (3) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額
- [2・3 同左]

第2 郵便貯金勘定に係る貸借対照表
郵便貯金勘定に係る貸借対照表
年 月 日

科	目	金額	科	目	金額
---	---	----	---	---	----

(単位 円)

(資産の部) 現金及び預金 現金 預金 金銭の信託 有価証券 国債 地方債 社債 貸付金 預金者貸付 地方公共団体貸付 その他資産 前払費用 未収収益 その他の資産 有形固定資産 土地 建物 減損損失累計額 減価償却累計額 減損損失累計額 建設仮勘定 その他の有形固定資産 減価償却累計額 減損損失累計額 無形固定資産 ソフトウェア その他の無形固定資産	(負債の部) 郵便為替預り金 郵便振替預り金 郵便貯金 通常郵便貯金 積立郵便貯金 定期郵便貯金 住宅積立郵便貯金 教育積立郵便貯金 借入金 短期借入金 長期借入金 その他負債 未払費用 前受収益 その他の負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 負債の部合計 (純資産の部) 設立時資産・負債差額 資本剰余金 資本剰余金 資本剰余金合計 利益剰余金(又は繰越欠損金) 前中期目標期間繰越積立金 積立金(又は繰越欠損金) 当期未処分利益(又は当期未処理損失) (うち当期総利益(又は当期総損失)) 利益剰余金(又は繰越欠損金)合計 その他有価証券評価差額金 純資産の部合計	資産の部合計	負債及び純資産の部合計
(記載上の注意) [1・2 略]			

第3 簡易生命保険勘定に係る貸借対照表
簡易生命保険勘定に係る貸借対照表

(資産の部) 現金及び預金 現金 預金 金銭の信託 有価証券 国債 地方債 社債 貸付金 預金者貸付 地方公共団体貸付 その他資産 前払費用 未収収益 その他の資産 有形固定資産 土地 建物 減損損失累計額 減価償却累計額 減損損失累計額 建設仮勘定 その他の有形固定資産 減価償却累計額 減損損失累計額 無形固定資産 ソフトウェア その他の無形固定資産 減価償却累計額 減損損失累計額 貸倒引当金	(負債の部) 郵便為替預り金 郵便振替預り金 郵便貯金 通常郵便貯金 積立郵便貯金 定期郵便貯金 住宅積立郵便貯金 教育積立郵便貯金 借入金 短期借入金 長期借入金 その他負債 未払費用 前受収益 その他の負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 負債の部合計 (資本の部) 設立時資産・負債差額 資本剰余金 資本剰余金 資本剰余金合計 利益剰余金(又は繰越欠損金) 前中期目標期間繰越積立金 積立金 当期未処分利益(又は当期未処理損失) (うち当期総利益(又は当期総損失)) 利益剰余金(又は繰越欠損金)合計 その他有価証券評価差額金 資本の部合計	資産の部合計	負債及び資本の部合計
(記載上の注意) [1・2 同左]			

第3 簡易生命保険勘定に係る貸借対照表
簡易生命保険勘定に係る貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金		保険契約準備金	
現金		支払準備金	
預金		責任準備金	
預託金		契約者配当準備金	
コールローン		借入金	
買現先勘定		短期借入金	
買入金銭債権		長期借入金	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		売現先勘定	
国債		債券貸借取引受入担保金	
地方債		未払費用	
社債		前受収益	
株式		先物取引受入証拠金	
外国証券		先物取引差金勘定	
その他の証券		金融派生商品	
貸付金		その他の負債	
保険契約者貸付		賞与引当金	
公庫公団等貸付		役員賞与引当金	
地方公共団体貸付		退職給付引当金	
その他資産		退職給付引当金	
前払費用		価格変動準備金	
未収収益		負債の部合計	
先物取引差入証拠金		(純資産の部)	
先物取引差金勘定		設立時資産・負債差額	
金融派生商品		資本剰余金	
その他の資産		資本剰余金	
有形固定資産		資本剰余金合計	
土地		利益剰余金(又は繰越欠損金)	
減損損失累計額		前中期目標期間繰越積立金	
建物		積立金(又は繰越欠損金)	
減価償却累計額		当期未処分利益(又は当期未処理損失)	
減損損失累計額		(うち当期総利益(又は当期総損失))	
建設仮勘定		利益剰余金(又は繰越欠損金)合計	
その他の有形固定資産		その他有価証券評価差額金	
減価償却累計額		繰延ヘッジ損益	
減損損失累計額		純資産の部合計	
無形固定資産			
ソフトウエア			
その他の無形固定資産			

年 月 日

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金		保険契約準備金	
現金		支払準備金	
預金		責任準備金	
預託金		契約者配当準備金	
コールローン		借入金	
買現先勘定		短期借入金	
買入金銭債権		長期借入金	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		売現先勘定	
国債		債券貸借取引受入担保金	
地方債		未払費用	
社債		前受収益	
株式		先物取引受入証拠金	
外国証券		先物取引差金勘定	
その他の証券		金融派生商品	
貸付金		その他の負債	
保険契約者貸付		賞与引当金	
公庫公団等貸付		役員賞与引当金	
地方公共団体貸付		退職給付引当金	
その他資産		退職給付引当金	
前払費用		価格変動準備金	
未収収益		負債の部合計	
先物取引差入証拠金		(資本の部)	
先物取引差金勘定		設立時資産・負債差額	
金融派生商品		資本剰余金	
その他の資産		資本剰余金	
有形固定資産		資本剰余金合計	
土地		利益剰余金(又は繰越欠損金)	
減損損失累計額		前中期目標期間繰越積立金	
建物		積立金	
減価償却累計額		当期未処分利益(又は当期未処理損失)	
減損損失累計額		(うち当期総利益(又は当期総損失))	
建設仮勘定		利益剰余金(又は繰越欠損金)合計	
その他の有形固定資産		その他有価証券評価差額金	
減価償却累計額		繰延ヘッジ損益	
減損損失累計額		資本の部合計	
無形固定資産			
ソフトウエア			
減価償却累計額			

貸倒引当金		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計

(記載上の注意)

- 再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。
 - 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機権に関する省令第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額
 - 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機権に関する省令第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額
 - 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機権に関する省令第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額
- [2・3 略]

第3の2 郵便局ネットワーク支援勘定に係る貸借対照表
郵便局ネットワーク支援勘定に係る貸借対照表

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金		借入金	
現金		短期借入金	
預金		長期借入金	
その他資産		その他負債	
前払費用		未払費用	
未収収益		前受収益	
その他の資産		その他の負債	
有形固定資産		賞与引当金	
土地		役員賞与引当金	
減損損失累計額		退職給付引当金	
建物		負債の部合計	
減価償却累計額		(純資産の部)	
減損損失累計額		設立時資産・負債差額	
建設仮勘定		資本剰余金	
その他の有形固定資産		資本剰余金合計	
減価償却累計額		利益剰余金(又は繰越欠損金)	
減損損失累計額		前中期目標期間繰越剰立金	
無形固定資産		積立金(又は繰越欠損金)	
ソフトウェア		当期未処分利益(又は当	
その他の無形固定資産		期未処理損失)	

その他の無形固定資産		
減価償却累計額		
減損損失累計額		
貸倒引当金		
資産の部合計		負債及び資本の部合計

(記載上の注意)

- 再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。
 - 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機権に関する省令第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額
 - 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機権に関する省令第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額
 - 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機権に関する省令第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額
- [2・3 同左]

第3の2 郵便局ネットワーク支援勘定に係る貸借対照表
郵便局ネットワーク支援勘定に係る貸借対照表

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金		借入金	
現金		短期借入金	
預金		長期借入金	
その他資産		その他負債	
前払費用		未払費用	
未収収益		前受収益	
その他の資産		その他の負債	
有形固定資産		賞与引当金	
土地		役員賞与引当金	
減損損失累計額		退職給付引当金	
建物		負債の部合計	
減価償却累計額		(純資産の部)	
減損損失累計額		設立時資産・負債差額	
建設仮勘定		資本剰余金	
その他の有形固定資産		資本剰余金合計	
減価償却累計額		利益剰余金(又は繰越欠損金)	
減損損失累計額		前中期目標期間繰越剰立金	
無形固定資産		積立金(又は繰越欠損金)	
ソフトウェア		当期未処分利益(又は当	
その他の無形固定資産		期未処理損失)	

資産の部合計		(うち当期総利益 (又は当期総損失)) 利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計 純資産の部合計	負債及び純資産の部合計
--------	--	---	-------------

(記載上の注意)
[1・2 略]

第4 損益計算書

損益計算書
年月日から年月日まで

(単位 円)

科 目	金 額
経常収益	
保険料等収入	
保険料	
再保険収入	
拠入金収入	
資産運用収益	
預金利息	
有価証券利息	
配当金	
貸付金利息	
その他の資産運用収益	
役員取引等収益	
郵便為替等収益	
その他の役員収益	
その他の業務収益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
売却目的有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他の業務収益	
その他経常収益	
損害賠償金	
その他の経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
保険金	
年金	

減価償却累計額		(うち当期総利益 (又は当期総損失)) 利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計 純資産の部合計	負債及び純資産の部合計
減損損失累計額			
資産の部合計			

(記載上の注意)
[1・2 同左]

第4 損益計算書

損益計算書
年月日から年月日まで

(単位 円)

科 目	金 額
経常収益	
保険料等収入	
保険料	
再保険収入	
資産運用収益	
預金利息	
有価証券利息	
配当金	
貸付金利息	
その他の資産運用収益	
役員取引等収益	
郵便為替等収益	
その他の役員収益	
その他の業務収益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
売却目的有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他の業務収益	
その他経常収益	
損害賠償金	
その他の経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
保険金	
年金	

<p> 特約保険金 解約還付金 その他支払金 再保険料 責任準備金等繰入額 支払準備金繰入額 責任準備金繰入額 責任準備金繰入額 契約者配当金積立利息繰入額 交付金 資金調達費用 郵便貯金利息 借入金利息 その他の支払利息 役員取引等費用 郵便為替等費用 その他の役員費用 その他業務費用 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金償却 その他の業務費用 事業費 人件費 物件費 減価償却費 租税公課 その他の事業費 一般管理費 人件費 物件費 減価償却費 租税公課 その他の一般管理費 その他経常費用 経常利益（又は経常損失） 特別利益 不動産動産処分益 </p>			<p> 特約保険金 解約還付金 その他支払金 再保険料 責任準備金等繰入額 支払準備金繰入額 責任準備金繰入額 責任準備金繰入額 契約者配当金積立利息繰入額 資金調達費用 郵便貯金利息 借入金利息 その他の支払利息 役員取引等費用 郵便為替等費用 その他の役員費用 その他業務費用 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金償却 その他の業務費用 事業費 人件費 物件費 減価償却費 租税公課 その他の事業費 一般管理費 人件費 物件費 減価償却費 租税公課 その他の一般管理費 その他経常費用 経常利益（又は経常損失） 特別利益 不動産動産処分益 </p>
--	--	--	---

経常収益 拠入金収入 資産運用収益 預金利息 その他の資産運用収益 その他業務収益 その他経常収益 経常費用 交付金 資金調達費用 借入金利息 その他の支払利息 その他業務費用 事業費 人件費 物件費 減価償却費 租税公課 その他の事業費 一般管理費 人件費 物件費 減価償却費 租税公課 その他の一般管理費 その他経常費用 経常利益（又は経常損失） 特別利益 不動産動産処分益 その他の特別利益 特別損失 不動産動産処分損 減損損失 その他の特別損失 当期純利益（又は当期純損失）	
---	--

(記載上の注意)
[1・2 略]

経常収益 資産運用収益 預金利息 その他の資産運用収益 その他業務収益 その他経常収益 経常費用 資金調達費用 借入金利息 その他の支払利息 その他業務費用 事業費 人件費 物件費 減価償却費 租税公課 その他の事業費 一般管理費 人件費 物件費 減価償却費 租税公課 その他の一般管理費 その他経常費用 経常利益（又は経常損失） 特別利益 不動産動産処分益 その他の特別利益 特別損失 不動産動産処分損 減損損失 その他の特別損失 当期純利益（又は当期純損失）	
---	--

(記載上の注意)
[1・2 同左]

別紙様式第三（第四十一条関係）

(表)

9センチメートル
号 第 _____ 官職 _____ 氏名 _____
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク 支援機構法第31条第2項及び独立行政法人通則法第64条第2項 の規定による検査員証
年 月 日 発 行 年 月 日 限 有 効
総務大臣 印
(裏)
5.5センチメートル

別紙様式第三（第四十一条関係）

(表)

9センチメートル
号 第 _____ 官職 _____ 氏名 _____
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第31条第2項 及び独立行政法人通則法第64条第2項の規定による検査員証
年 月 日 発 行 年 月 日 限 有 効
総務大臣 印
(裏)
5.5センチメートル

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法抜粋 [第31条 略] [第38条 略] [第38条の2 略]	独立行政法人通則法抜粋 [第64条 略] [第70条 略]
---	-------------------------------------

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法抜粋 [第31条 同左] [第38条 同左] [第38条の2 同左]	独立行政法人通則法抜粋 [第64条 同左] [第70条 同左]
---	---------------------------------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(総務省組織規則の一部改正)

第二条 総務省組織規則(平成十三年総務省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後
<p>(検査監理室及び企画官) 第五十三条 企画課に、検査監理室及び企画官一人を置く。 2 検査監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 「一〇三 略」 四 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一号)第三十一条第一項の規定に基づく検査に關すること。 五 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に關すること。 六 犯罪による収益の移転防止に關する法律(平成十九年法律第二十二号)第十六条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に關すること。 〔3〇5 略〕</p>	<p>(検査監理室及び企画官) 第五十三条 「同上」 2 「同上」 「一〇三 同上」 四 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)第三十一条第一項の規定に基づく検査に關すること。 五 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査に關すること。 六 犯罪による収益の移転防止に關する法律(平成十九年法律第二十二号)第十六条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査に關すること。 〔3〇5 同上〕</p>	改 正 前
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>		

（公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第百十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附則

(郵便貯金法施行規則の廃止に伴う経過措置)

2 旧郵便貯金(整備法附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。)については、旧郵便貯金法施行規則第二条の規定は、施行日以後においても、その効力を有する。この場合において、同条中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)」と、「公社」とあるのは「機構」とする。

9

整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十九条に規定する地方公共団体に対する貸付けについては、旧郵便貯金法施行規則第二章(第七条第三項を除く。)の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令第二章中「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、同令第三条中「法」とあるのは「整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法」と、同令第七条第一項中「毎事業年度定めて通知する額」とあるのは「定めて通知した額」と、同令第二項第一号中「財政融資資金」とあるのは「整備法第九十条による改正前の財政融資資金」と、同令第十条及び第十一条第二項中「郵便貯金」とあるのは「地方貸付」と、「郵便局の窓口」とあるのは「営業所」と、同令第十七条の見出し中「取扱郵便局」とあるのは「取扱営業所」と、同条中「郵便局」とあるのは「営業所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平成十七年法律第百一十号)第十五条第一項の規定による委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う営業所をいう。)」とする。

附則

(郵便貯金法施行規則の廃止に伴う経過措置)

2 旧郵便貯金(整備法附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。)については、旧郵便貯金法施行規則第二条の規定は、施行日以後においても、その効力を有する。この場合において、同条中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)」と、「公社」とあるのは「機構」とする。

9

整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十九条に規定する地方公共団体に対する貸付けについては、旧郵便貯金法施行規則第二章(第七条第三項を除く。)の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令第二章中「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、同令第三条中「法」とあるのは「整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法」と、同令第七条第一項中「毎事業年度定めて通知する額」とあるのは「定めて通知した額」と、同令第二項第一号中「財政融資資金」とあるのは「整備法第九十条による改正前の財政融資資金」と、同令第十条及び第十一条第二項中「郵便貯金」とあるのは「地方貸付」と、「郵便局の窓口」とあるのは「営業所」と、同令第十七条の見出し中「取扱郵便局」とあるのは「取扱営業所」と、同条中「郵便局」とあるのは「営業所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平成十七年法律第百一十号)第十五条第一項の規定による委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う営業所をいう。)」とする。

(簡易生命保険法施行規則の廃止に伴う経過措置)

第九条 整備法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。)により効力が生じた旧簡易生命保険契約(整備法附則第三条第十号に規定する旧簡易生命保険契約をいう。)及び整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法第八十八条に規定する地方公共団体に対する貸付けについては、この省令中附則第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法施行規則(以下「旧簡易生命保険法施行規則」という。)(第七条第三項及び第二十二条を除く。)の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧簡易生命保険法施行規則中「簡易生命保険法(以下「法」という。)」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。)(附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。))」と、「法」とあるのは「旧簡易生命保険法」と、「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)」と、「公社」とあるのは「機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法施行規則の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧簡易生命保険法施行規則の規定中同表の中欄に

(簡易生命保険法施行規則の廃止に伴う経過措置)

第九条 整備法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。)により効力が生じた旧簡易生命保険契約(整備法附則第三条第十号に規定する簡易生命保険契約をいう。)及び整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法第八十八条に規定する地方公共団体に対する貸付けについては、この省令中附則第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法施行規則(以下「旧簡易生命保険法施行規則」という。)(第七条第三項及び第二十二条を除く。)の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧簡易生命保険法施行規則中「簡易生命保険法(以下「法」という。)」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。)(附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。))」と、「法」とあるのは「旧簡易生命保険法」と、「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)」と、「公社」とあるのは「機構」とする。

2 [同上]

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>〔略〕 第十七条</p>	<p>郵便局</p>	<p>事務所（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一十号）第十八条第一項の規定による委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う事務所をいう。）</p>
<p>〔略〕 第十九条第三項第二号</p>	<p>郵便局</p>	<p>独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた者が当該委託又は再委託を受けた業務を行う事務所</p>

<p>〔同上〕 第十七条</p>	<p>郵便局</p>	<p>事務所（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一十号）第十八条第一項の規定による委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う事務所をいう。）</p>
<p>〔同上〕 第十九条第三項第二号</p>	<p>郵便局</p>	<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた者が当該委託又は再委託を受けた業務を行う事務所</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第十五条、第十六条の二及び別紙様式第二の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する年度に係る書類について適用し、同日前に開始した年度に係る書類については、なお従前の例による。